

目 次

- 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について…………… 1
- 長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について…………… 3
- 平成 19 年度事業計画及び予算について…………… 4
- 長野県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則の一部改正について…………… 4

公告第 9 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、平成 19 年 2 月 28 日招集の第 132 回組合会において議決され、平成 19 年 3 月 5 日付けで総務省大臣に認可申請を行ったところ、平成 19 年 3 月 30 日付け総行福第 135 号をもって認可されたので公告する。

平成 19 年 4 月 26 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 林 新一郎

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

第 36 条第 1 項中「20,000 円」を「25,000 円」に改め、同条第 2 項中「40,000 円」を「50,000 円」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項中「20,000 円」を「25,000 円」に改める。

第 43 条中「給付の決定」の次に「(長期給付の決定を除く。)」を加える。

本則中第 9 章を第 10 章とする。

第 41 条中「長期経理」の次に「、預託金管理経理」を加える。

第 8 章を第 9 章とする。

第 40 条の表 (一) 中 $\frac{5.35}{1,000}$ を $\frac{5.15}{1,000}$ に改め、

同条の表 (二) 中 $\frac{4.28}{1,000}$ を $\frac{4.12}{1,000}$ に改める。

第 40 条の 2 中「1,000 分の 10.7」を「1,000 分の 10.3」に改める。

第 7 章を第 8 章とし、第 6 章を第 7 章とし、第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 6 章 共同業務

(共同業務)

第 38 条の 2 組合は、法第 27 条第 4 項の規定に基づき、施行令第 17 条の 2 第 1 項各号に掲げる業務 (以下「共同業務」という。) を行う。

附則第 2 項の表中 $\frac{4.28}{1,000}$ を $\frac{4.12}{1,000}$ に改める。

附則第 8 項中「20,000 円」を「25,000 円」に改める。

附則第 9 項中「40,000 円」を「50,000 円」に改める。

附則第 11 項から第 13 項までを削る。

附則第 14 項中「平成 18 年度」を「平成 19 年度」に、「1,460 円」を「1,490 円」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 15 項を削る。

附則第 16 項中「基礎年金支払事業」を「共同業務」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 17 項中「附則第 12 項中「及び基礎年金支払経理」とあるのは、「基礎年金支払経理」を「第 41 条中「及び物資経理」とあるのは、「物資経理」に、「同項」を「同条」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 18 項を削り、附則第 14 項として次の 1 項を加える。

14 理事長は、財形住宅貸付事業を行う間、財形住宅貸付事業に係る事業計画及び

予算を作成し、若しくは変更し、又は決算を完結したときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を遅滞なく公告しなければならない。

附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 変更後の第 36 条第 1 項及び第 2 項並びに第 36 条の 2 第 1 項並びに附則第 8 項及び第 9 項の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金（以下「附加金等」という。）について適用し、同日前の診療に係る附加金等については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第 40 条、第 40 条の 2 及び附則第 2 項の規定は、平成 19 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

公告第 10 号

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部を下記のとおり変更することについては、平成 19 年 2 月 28 日招集の第 132 回組合会において議決されたので公告する。

平成 19 年 4 月 26 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 林 新一郎

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則（昭和 37 年公告第 4 号）の一部を次のように変更する。

第 15 条を次のように改める。

第 15 条 削除

第 15 条の 2 を削る。

附則第 2 項中「定款附則第 16 項」を「定款附則第 12 項」に改める。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

公告第 11 号

平成 19 年度事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 19 年度事業計画及び予算については、平成 19 年 2 月 28 日招集の第 132 回組合会において別冊のとおり議決されたので公告する。

平成 19 年 4 月 26 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 林 新一郎

公告第 12 号

長野県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則の一部改正について

長野県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則の一部を下記のとおり改正したので公告する。

平成 19 年 4 月 26 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 林 新一郎

長野県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則（昭和 54 年制定）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「附則第 16 項」を「附則第 12 項」に改める。

附 則

この規則は、公告の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。